

## 香芝市告示第126号

香芝市母子生活支援施設入所事務取扱要綱を次のように定める。

令和8年5月28日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市母子生活支援施設入所事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条の規定により、母子生活支援施設において母子保護の実施をする場合の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(入所申請)

第2条 母子生活支援施設において母子保護の実施を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、母子生活支援施設入所申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる書類について、公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができるものとする。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票謄本
- (3) 課税証明書
- (4) その他福祉事務所長が必要と認めた書類

(入所の決定等)

第3条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、その実態を調査し、適当と認めたときにあつては母子生活支援施設入所決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めたときにあつては母子生活支援施設入所却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により入所を決定したときは、福祉事務所長は、当該母子生活支援施設に母子生活支援施設母子保護実施委託書（第4号様式）を送付しなければならない。

(誓約書)

第4条 母子生活支援施設入所の決定を受けた者は、誓約書（第5号様式）を福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、入所先の母子生活支援施設において、同様の誓約書を提出しなければならないときは、この限りではない。

(退所)

第5条 母子生活支援施設に入所している者が退所する場合は、退所する日の2週間前までに、母子生活支援施設退所届（第6号様式）を福祉事務所長に

提出しなければならない。

- 2 母子生活支援施設退所届（第6号様式）の提出があったときは、福祉事務所長は、当該母子生活支援施設に直ちに母子生活支援施設母子保護実施解除通知書（第7号様式）を送付しなければならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、母子保護の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に母子生活支援施設事務取扱要綱（平成3年10月1日施行）の規定により入所の申請をし、又はその決定を受けている者は、この要綱の規定により入所の申請をし、又はその決定を受けている者とみなす。

第1号様式（第2条関係）

母子生活支援施設入所申請書

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

香芝市母子生活支援施設入所事務取扱要綱第2条の規定により、次のとおり入所を申請します。

	氏 名	続柄	生 年 月 日	職 業	
				個 人 番 号	
入 所 者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
入 所 施 設 名			所 在 地		
申 請 す る 理 由					
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り		入所までの連絡先		
同 意 欄	<input type="checkbox"/> 母子保護の実施に関し、香芝市が入所者の住民登録状況及び市税の納付状況について関係公簿等を調査することに対し、当該入所者の同意を得ています。				

添付書類（1から3までの書類は、上記の同意欄にチェックがあり、かつ、香芝市が当該書類に記載された情報の取得が可能であった場合に限り、添付を不要とします。）

- 1 戸籍謄本
- 2 住民票謄本
- 3 課税証明書
- 4 その他福祉事務所長が必要と認めた書類

第2号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市福祉事務所長



母子生活支援施設入所決定通知書

年 月 日付けで申請のあった母子生活支援施設の入所について、  
次のとおり決定しましたので、通知します。

入所する者		
入所する施設	所在地	
	名称	
母子保護の実施開始年月日	年 月 日	
備考		

第 号  
年 月 日

様

香芝市福祉事務所長



母子生活支援施設入所申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった母子生活支援施設の入所について、次の理由により却下したので、通知します。

理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市福祉事務所長



母子生活支援施設母子保護実施委託書

児童福祉法第23条の規定により、次のとおり決定しましたので、母子保護の実施をお願いします。

氏名	続柄	生年月日	備考
入 所 す る 者		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
母子保護の実施開始年月日		年 月 日	

第5号様式（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

香芝市福祉事務所長  
母子生活支援施設長

住 所

氏 名

母子生活支援施設に入所した後は、施設のルール、約束事項等を遵守します。  
万一、当該事項等に违背する行為を行った場合には、退所を命じられても異義のないことを誓約します。

第6号様式（第5条関係）

母子生活支援施設退所届

年 月 日

香芝市福祉事務所長

住 所

氏 名

次のとおり母子生活支援施設を退所することを届け出ます。

退 所 年 月 日	年 月 日
退 所 理 由	
退 所 後 の 住 所 及 び 連 絡 先	
住 所	
電 話 番 号	

第7号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

香芝市福祉事務所長



母子生活支援施設母子保護実施解除通知書

この度、貴施設に母子保護の実施をお願いしている者が、次のとおり退所することになりましたので、当該母子保護の実施委託を解除することを通知します。

退 所 す る 者	
母子保護の実施解除日	年 月 日